

瑞穂町 個人情報ファイル簿

作成日:令和6年7月1日
変更(直近): 年 月 日

個人情報ファイルの名称	モノレールを呼ぼう瑞穂の会会員名簿
行政機関等の名称	瑞穂町長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部交通政策モノレール推進課モノレール推進係
個人情報ファイルの利用目的	モノレールを呼ぼう瑞穂の会会報の郵送及び会費の徴収のために利用する。
記録項目	氏名、住所
記録範囲	モノレールを呼ぼう瑞穂の会入会申請書を提出した者
記録情報の収集方法	モノレールを呼ぼう瑞穂の会会則を根拠とする本人の申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	モノレールを呼ぼう瑞穂の会役員
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	瑞穂町企画部総務課文書法制係 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
取り扱う本人の数	100人以上1,000人未満
備考	この帳簿は、瑞穂町個人情報保護法施行条例(令和4年条例第18号)第3条の規定により作成した法第75条第5項に規定する帳簿です。